



島根県報

平成22年10月22日（金）

号外 第 172 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県立高等技術校規則の一部を改正する規則

（雇 用 政 策 課） 2

島根県会計規則の一部を改正する規則

（審 査 指 導 課） 3

公布された条例等のあらまし

◇島根県立高等技術校規則の一部を改正する規則（規則第67号）

1 規則の概要

- (1) 高等技術校の編成を改正することとした。（別表関係）
- (2) その他規定の整備

2 施行期日

平成23年4月1日から施行することとした。

◇島根県会計規則の一部を改正する規則（規則第68号）

1 規則の概要

- (1) 調定した歳入に係る債権を不納欠損として整理する基準を規定することとした。（第29条関係）
- (2) 債権の管理に関する重要事項を審査し、又は協議するため、島根県債権管理会議を置くこととした。（第105条の21関係）
- (3) その他規定の整理

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規 則

島根県立高等技術校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年10月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第67号

島根県立高等技術校規則の一部を改正する規則

島根県立高等技術校規則（昭和45年島根県規則第3号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項後段を削る。

第6条中「様式第3号」を「様式第2号」に改める。

第7条第2項中「様式第4号」を「様式第3号」に改める。

第8条第3項中「様式第5号」を「様式第4号」に改める。

第9条第1項中「様式第6号」を「様式第5号」に、同条第2項中「様式第6号の2」を「様式第6号」に改める。

第13条を削り、第14条を第13条とし、第15条から第19条までを1条ずつ繰り上げる。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

技術校名	訓練課程	訓練科	訓練生定員	訓練期間
島根県立出雲高等技術校	普通課程	理容科	10人	2年
		美容科	20人	2年
		自動車工学科	15人	2年
島根県立東部高等技術校	普通課程	美容科	20人	2年
		自動車工学科	15人	2年
		住環境・土木科	10人	2年
		ものづくり機械加工科	10人	1年

	短期課程	Webデザイン科	10人	1年
		建築科	15人	1年
		ハウスアート科	10人	1年
		介護サービス科	10人	1年
島根県立西部高等技術校	普通課程	OAシステム科	10人	1年
	短期課程	建築科	10人	1年
		事務ワーク科	10人（延べ20人）	6月
		機械加工・溶接科	10人	1年
		総合実務科	5人（延べ10人）	5月

様式第2号を削り、様式第3号を様式第2号とし、様式第4号を様式第3号とし、様式第5号を様式第4号とし、様式第6号を様式第5号とし、様式第6号の2を様式第6号とする。

様式第8号中「（第16条関係）」を「（第15条関係）」に改める。

様式第9号中「（第17条関係）」を「（第16条関係）」に改める。

様式第10号中「（第18条関係）」を「（第17条関係）」に改める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

島根県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年10月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第68号

島根県会計規則の一部を改正する規則

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）の一部を次のように改正する。

第29条第1項中「調定額について不納欠損の整理をする」を「調定した歳入に係る債権について次の各号のいずれかに該当する」に、「を作成し」を「により不納欠損として整理し」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 法令その他の規定により債権を免除したとき。
- (2) 国税又は地方税の滞納処分为例により処分することができることとされた債権が、国税徴収法（昭和34年法律第147号）第153条第4項及び第5項並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第15条の7第4項及び第5項の規定により消滅したとき。
- (3) 消滅時効の期間が経過し、かつ、債務者がその援用をしたとき（法令の規定により時効の援用を要しない債権にあっては、消滅時効の期間が経過したとき。）。
- (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第1項第6号の規定による議会の議決を経て債権を譲渡したとき。
- (5) 法第96条第1項第10号の規定による議会の議決を経て債権を放棄したとき。
- (6) 法第96条第1項第12号の規定による議会の議決を経て債権の放棄を伴う和解又は調停が成立したとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、法令その他の規定により債権を消滅させ、又は債権が消滅したとき。

第105条の12第1項中「地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

第7章の2中第105条の21を第105条の22とし、第105条の20の次に次の1条を加える。

（債権管理会議の設置）

第105条の21 債権の管理に関する重要事項を審査し、又は協議するため、島根県債権管理会議を置く。

2 島根県債権管理会議の組織、運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。